

平成29年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第118号】	損害賠償の額の決定及び和解について	1
-------------	-------------------	---

《所管事項説明》

1 「平成29年版成果レポート（案）」について	別冊
2 「三重県財政の健全化に向けた集中取組（案）」における事務事業等の見直しについて	2
3 子どもの貧困対策の取組について	5
4 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について	9
5 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について	11
6 「総合的な結婚支援」に関する取組について	13
7 国民健康保険制度改革について	16
8 福祉医療費助成制度について	21
9 三重県立一志病院について	31
10 平成30年度社会福祉施設等整備方針について	33
11 平成28年度社会福祉法人等指導監査の結果等について	47
12 各種審議会等の審議状況の報告について	49

《別冊》

- ・（別冊1）平成29年版成果レポート（案）〔健康福祉部抜粋版〕
- ・（別冊2）三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について
～みえ子どもスマイルレポート 平成29年度（2017年度）版～
- ・（別冊3）平成28年度 指導監査等結果報告書

平成29年6月20日

健 康 福 祉 部

1 損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成 28 年 1 月 4 日、県立草の実リハビリテーションセンターにおいて外来患者のリハビリテーション実施中に、転倒を防止するため当該患者を支えた際、右大腿骨頸部骨折を生じました。

この事故について、相手方に入通院にかかる実費相当分について損害賠償することで和解する予定です。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方



3 損害賠償の額

100,000 円

4 損害賠償の内訳

入通院にかかる布団レンタル料、交通費等

5 事故後の対応

事故翌日に三重大学医学部附属病院へ転院し、手術を受けられました。なお、約 1 年後に抜釘手術を行う必要があり、平成 29 年 3 月 22 日に手術を受けられ、術後の状況が良好であったことから、治療完了となりました。

6 再発防止の取組

平成 28 年 2 月 19 日に院内「医療安全管理委員会」を開催し、事故原因等について検証を行うとともに、医療事故防止対策マニュアルの見直しを次のとおり行い、訓練に携わる職員全員に周知を図りました。

- ・リハビリ前の安全確認の徹底（リハビリ器具や訓練スペースの安全確認、患者の健康状態に関する職員間の情報共有など）
- ・安全で適切な監視・介助体勢（患者の行動特性等を把握した監視・介助、患者の突発的な行動も想定した監視・介助）
- ・転倒しそうになったときの適切な介助方法（介助ベルトの使用の検討、転倒防止のための支え方にかかる事前シミュレーションの実施）

【所管事項説明】

2 「三重県財政の健全化に向けた集中取組(案)」における事務事業等の見直しについて

1. 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、「三重県財政の健全化に向けた集中取組(案)」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」は平成29年度当初予算において見直しを行ったもの
- ・「(2)平成29年度から平成31年度における見直し」は、
 - ①平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの
(複数回の見直しを行う)
 - ②集中取組期間(平成29年度～平成31年度)のいずれかの当初予算において見直す予定のもの
- ・「(3)平成30年度の見直し」、「(4)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す予定のもの

○平成30年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成30年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

(1) 平成29年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
1	思春期ライフプラン 教育事業費	平成29年度	事業内容を見直し、より効率的に事業を実施するため、 ライフプランアドバイザー派遣事業費を思春期ライフプラン教育事業費と統合する。	2,037	健康福 祉部 子ども・ 家庭局
	(1)小計			2,037	

(2) 平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
1	子どもの育ち推進 事業費	平成29年度 ～31年度	(一行詩コンクール) 企業の協賛を得るなどして実施できるよう検討する。 (わくわくフェスタ) ネットワーク会員などから協賛金を募るなど、県負担を縮減して実施できるよう検討する。	16,957	健康福 祉部 子ども・ 家庭局
	(2)小計			16,957	

(3) 平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
			健康福祉部は該当なし		
	(3)小計			0	

(4) 平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
			健康福祉部は該当なし		
	(4)小計			0	

合計	18,994
----	--------

2. 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、「三重県財政の健全化に向けた集中取組(案)」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」は平成29年度当初予算において見直しを行ったもの
- ・「(2)平成29年度から平成31年度における見直し」は、
 - ①平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの
(複数回の見直しを行う)
 - ②集中取組期間(平成29年度～平成31年度)のいずれかの当初予算において見直す予定のもの
- ・「(3)平成30年度の見直し」、「(4)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す予定のもの

○平成30年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成30年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

(1) 平成29年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
1	医療・福祉機器等研究開発補助金	平成29年度	本補助金については、製品化事例も生まれており、補助金として一定の成果が得られたものと考えられることから、平成28年度をもって廃止する。 なお、平成29年度については、特に製品・サービスの創出・販路開拓につながる企業マッチング活動に重点をおいた取組に注力していく。	0	健康福祉部
2	医薬品等研究開発補助金	平成29年度	本補助金については、製品化事例も生まれており、補助金として一定の成果が得られたものと考えられることから、平成28年度をもって廃止する。 なお、平成29年度については、特に製品・サービスの創出・販路開拓につながる企業マッチング活動に重点をおいた取組に注力していく。	0	健康福祉部
3	少子化対策市町創意工夫支援交付金	平成29年度	少子化事業が多様化する中、国の交付金の活用が一定可能となったことから、平成28年度をもって廃止する。	0	健康福祉部 子ども・家庭局
4	人権保育推進研究事業費補助金	平成29年度	保育専門研修事業費の事業内容を見直し、市町との調整を図った結果、平成28年度をもって廃止する。	0	健康福祉部 子ども・家庭局
	(1)小計			0	

(2) 平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
1	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導県補助金	平成29年度～31年度	制度創設から6年が経過し、特定検診等の受診普及には一定の役割を果たしたものと考えられるため、廃止も含めて見直しを検討する。	1,000	健康福祉部 医療対策局
	(2)小計			1,000	

(3)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
1	産後ケア事業費補助金	平成30年度	国において、産後ケアの補助制度が創設され、活用されてきていることから、平成29年度をもって廃止する。	1,723	健康福祉部 子ども・家庭局
	(3)小計			1,723	

(4)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
健康福祉部は該当なし					
	(4)小計			0	

合計	2,723
----	-------

3 子どもの貧困対策の取組について

1 子どもの貧困対策に係るこれまでの取組

平成 27 年度に策定した「三重県子どもの貧困対策計画」をふまえ、「三重県子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、市町の福祉及び教育関係者等を対象に、子どもの貧困対策に係る講演会を開催するとともに、好事例の情報提供等を行いました。

2 子どもの貧困対策調査特別委員会における提言と今後の対応

(1) 平成 28 年度、県議会の「子どもの貧困対策調査特別委員会」において、「子どもの居場所づくりと学習支援」、「包括的な支援の在り方」及び「就労支援」を重点調査項目として調査や討議が行われ、提言がまとめられました。

子どもの貧困対策調査特別委員会提言

1 子どもの居場所づくりと学習支援

○居場所づくり ○学習支援

2 包括的な支援の在り方

○スクールソーシャルワーカーの積極的な活用と人員の確保

○ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等

○児童養護施設等の子どもたちの自立支援 ○啓発

○児童扶養手当 ○就学援助費のうち、入学時に必要な費用

○ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化 ○給付型奨学金

3 就労支援

○生活の安定につながる就労支援

4 全体を通して

○実態把握 ○財源確保の工夫 ○関係機関との連携

(2) この提言をふまえ、関係部局と連携し、以下のとおり実施します。

①居場所づくりについて〈健康福祉部〉

- これまで行った好事例の提供等に加え、市町等の協力を得ながら、県内各地域の様々な取組（学習支援、食の支援等）状況の把握に努めるとともに、推進会議における意見交換も交え、市町及び関係団体等が地域の実情に応じた取組を進めていけるよう支援していきます。
- 「居場所づくり」に取り組む県内の民間活動団体に対しても、推進会議への参加を呼びかけていきます。

②学習支援について〈健康福祉部〉

- 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援事業が利用できる市町は、平成 28 年度で 23 市町となっています。事業の必要性や好事例の紹介を行うなど、引き続き、未実施市町への働きかけを行っていきます。
- 県や市町が実施する学習支援事業を利用できない子どもが生じることのないよう、国に対し財政的な支援を強化するよう提言を行いました。

③スクールソーシャルワーカーの積極的な活用と人員の確保について

〈教育委員会〉

- ・ 平成28年度にスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを1名増員して9名体制とし、学校の教育相談体制の充実と関係機関との連携を進めてきました。平成29年度からは、さらにスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を1名増員しており、県立高等学校7校を拠点校とした近隣中学校区への定期巡回により、一層効果的に支援します。
- ・ 平成28年度に作成した「SSW活用事例集」を教職員に周知しSSWの効果的な活用を推進します。
- ・ スクールカウンセラーやSSW等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額の確保を図るよう国に提言を行いました。

④ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等について〈健康福祉部〉

- ・ ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度の紹介や支援の実施など、地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、推進会議の場等における県内外の好事例の提供や先進的取組の紹介、各種施策の共有など、市町をはじめとした関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 県ホームページを活用して、各種支援制度や民間団体の活動に関する情報発信等を行います。

⑤児童養護施設等の子どもたちの自立支援について〈健康福祉部〉

- ・ 児童養護施設の退所者が施設に里帰りした際の宿泊費等を施設に対して補助しており、帰省時に退所後の職業体験等を紹介してもらうなど、入所児の自立への支援を進めます。
- ・ 出身施設において入所中からのリービングケアやアフターケア機能の充実を図るため、それを行う職員の人件費にかかる加算等を措置費に算定するよう国へ提言を行いました。
- ・ 児童養護施設等を退所した人の自立支援資金貸付について、生活基盤がぜい弱なことに配慮し、債務免除の要件となる就業継続期間(5年)を短縮することにより、負担の軽減を図るよう国に提言を行いました。

⑥啓発について〈健康福祉部〉

- ・ 県民、企業、団体向けの啓発事業(シンポジウム)を実施し、広く子どもの貧困問題について周知することで、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組んでいきます。

⑦児童扶養手当について〈健康福祉部〉

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当の支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行いました。

⑧就学援助費のうち、入学時に必要な費用について〈教育委員会〉

- ・ 就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等について、市町に対して、県内外の先進的な取組例などを情報提供するとともに、支給前倒しの検討にかかる働きかけをしてきたところ、平成29年度4月中学校入学において、5市町が支給時期を平成29年3月に前倒しました。平成30年度以降に前倒しを検討している市町もあり、引き続き、市町への情報提供等を行っていきます。

⑨ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化について〈健康福祉部〉

- ・ 対象年齢や自己負担の有無等で様々な違いはありますが、子ども医療費助成制度は全国の地方自治体で実施されており、ナショナルミニマムの観点から子ども医療費助成制度を国の事業として早期に制度化することを要望しています。
- ・ ひとり親家庭の子ども医療費の窓口負担無料化（現物給付）については、市町の意向を確認しながら、引き続き検討していきます。
- ・ 現物給付化については、国において、平成30年4月から、未就学児までを対象とする医療費助成について、国民健康保険における国庫補助負担金の減額調整措置を行わないこととされました。

⑩給付型奨学金について〈教育委員会〉

- ・ 県立高等学校等に通う生徒のうち一定の要件を備える者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金を支給しています。平成29年度は、通信制課程を除く非課税世帯の第1子の給付額を平成28年度の59,500円から75,800円に増額したところです。しかし、非課税世帯の第1子と第2子以降に対する給付額に差があることから、国に対して見直しを求める提言を引き続き行っています。
- ・ 大学生等に対する給付型奨学金については、全国知事会などから制度の創設を求める提言を国に対して行い、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年度の本格実施に先立ち、特に経済的に厳しい状況にある学生を対象に、一部先行実施することとなっています。県として、給付型奨学金制度の周知に努めます。

⑪生活の安定につながる就労支援について〈雇用経済部、健康福祉部〉

- ・ 津高等技術学校において、再就職を希望する離職者・転職者の方を対象にした、介護福祉士等の資格取得、パソコン事務等の分野における知識習得に向けた職業訓練を実施します。
- ・ 三重県母子・父子福祉センターにおいて、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援します。
- ・ 高等職業訓練促進給付金について、給付額が平成24年度以降の適用分から減額されたままとなっていることから、ひとり親家庭の修業期間中の生活負担を軽減するため、給付額の増額について国へ提言を行いました。

⑫実態把握について〈健康福祉部〉

- ・児童養護施設のもとから、社会に出る人達の自立後の実態把握を行ったうえで、必要な支援を検討します。
- ・福祉事務所や児童相談所等関係機関と連携を密にし、要支援家庭の実態把握に努めます。

⑬財源確保の工夫について〈健康福祉部〉

- ・子どもの貧困対策に関する予算の確保に努めるとともに、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うよう国へ提言を行いました。

⑭関係機関との連携について〈健康福祉部〉

- ・推進会議を開催し、地域の実情に応じた支援体制の整備と取組への更なる支援を行うとともに、居場所づくりに取り組む県内民間活動団体等に参加を呼び掛けるなど連携強化を図ります。

3 今後の子どもの貧困対策推進会議の運営方針について

(1) 地域の実情に応じた支援体制の整備と取組への更なる支援

- ・国の「子供の貧困対策に関する大綱」の指標見直しや地域子供の未来支援交付金の活用事例などの最新の動向をふまえ、県内外の好事例の収集と情報提供、先駆的（モデル的）取組を行う団体の活動発表、支援を担う人材向けの研修などを行います。
- ・市町等の協力を得ながら、県内各地域の様々な居場所づくりの取組状況の把握に努め、推進会議における意見交換も交え、市町及び関係団体等が地域の実情に応じた取組を進めていけるよう支援します。

(2) 推進会議の拡充

- ・居場所（学習支援、子ども食堂等）づくり活動に取り組む県内の民間活動団体等に対し、推進会議への参加を呼びかけるとともに、活動のための各種支援（開設準備、各種助成金、研修情報等）制度の紹介と先進事例の提供などを行います。
- ・社会福祉法人による地域貢献事業や企業のCSRの一環として、子どもの居場所づくり活動が行われるよう働きかけていきます。

4 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、三重県子ども条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、子ども施策の実施状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（以下「みえ子どもスマイルプラン」という。）」の14の重点的な取組の実績等とともに取りまとめ、年次報告「みえ子どもスマイルレポート」として公表するものです。

子ども施策に関する実施状況については、施策の基本となる4つの事項（条例第11条）別に整理しました。

また、「みえ子どもスマイルプラン」については、14の重点的な取組ごとに、重点目標の実績値等をふまえた進展度と判断理由、平成28年度の取組概要と成果および平成29年度の改善のポイントと取組方向を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊2 P3）

（1）子どもの権利について学ぶ機会の提供等（第11条第1号）

条例に基づく取組について、県民の方がより一層理解を深め、子どもの育ちへの支援を学んでいただけるようにチラシを作成し直しました。

また、子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベント「子育て応援！わくわくフェスタ」や小学生の県庁見学などでチラシを配布して説明するなど、様々な機会を捉えて啓発活動を行いました。

（2）子どもが意見表明する機会の設定等（第11条第2号）

県の施策に子どもの意見や状況を反映させるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」や、「ありがとう」をテーマにした「家族の絆 一行詩コンクール」を実施しました。

（3）子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援（第11条第3号）

高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信する「高校生フェスティバル」の開催や、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進するため「キッズ ISO14000プログラム」に取り組みました。

（4）子どもの育ちを支える人材育成、環境整備（第11条第4号）

社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するため、企業や子育て支援団体等が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を促進し、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行うとともに、地域における子育て家庭を支える人材を養成するため「子育ち・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を市町と連携して実施しました。

2 「みえ子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況（別冊2 P9）

（1）取組状況と進展度等（別冊2 P9～13）

平成28年度も、平成26、27年度に引き続き、三重県経営方針の中で、少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための機運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に、切れ目のない取組を進めました。

14の重点的な取組の進展度について、取組の進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや取組実績等により、総合的に判断した結果、「進んだ」と評価した取組は6項目、「ある程度進んだ」は7項目、「あまり進まなかつた」は1項目で、「進まなかつた」は該当ありませんでした。

また、みえ子どもスマイルプラン全体を包含する2つの「総合目標」のうち、「合計特殊出生率」については、平成28年は1.51（概数）で、直近の20年間で最も高かった平成27年の1.56より0.05下がったものの、2年連続して1.5台を維持しており、平成16年の1.34を底に回復傾向にありますが、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成28年度が52.1%で平成27年度より1.3ポイント低下しました。

（2）28年度の総括（別冊2 P13）

平成28年度のみえ子どもスマイルプランに基づく少子化対策の取組については、重点的な取組の全体的な進捗状況から、「ある程度進んだ」と考えられますが、2つの総合目標については依然として目標水準とかい離があることや、少子化対策は成果が現れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像の実現に向けて、ライフステージごとに切れ目のない対策を継続・強化するとともに、企業や大学、市町等との協創をより重視し、取組を進める必要があります。

3 今後の取組（別冊2 P48）

条例については、今後も、啓発冊子や様々なイベントを活用して、その趣旨を広く啓発するとともに、関係機関とも連携しながら、子どもの権利について学ぶ機会の場を確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、様々な取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに寄り添いながら、様々な活動支援を行い、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成や環境整備を進めていきます。

さらに、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、関係団体、企業、市町等の協力を得ながら、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

5 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について

1 現状と課題

「第3回みえ県民意識調査」(平成25年度)で、父親の育児参画に関する意識について聞いたところ、約4割が「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と回答し、特に20歳代、30歳代では5割を超えていました。

一方、職場においては長時間労働やパタニティ・ハラスメント※¹等も存在する中で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあり、地域の絆の希薄化や家庭の小規模化に伴い、母親の育児に関する負担感も大きくなっています。

夫の家事育児参加時間が長いと第2子以降の出生割合が増えるという調査結果もあり、県では、少子化対策の一環として、平成26年度から男性の育児参画を推進するため、「みえの育児男子プロジェクト※²」の取組を進めており、「みえ 子どもスマイルプラン」の重要な取組の一つとして、さらなる展開を図っています。

2 平成29年度の取組

(1) 普及啓発

一人でも多くの県民の皆さんに男性の育児参画について関心を持っていただけるよう、引き続き機運の醸成を図ります。

特に本年度は、男性の育休取得を進めるため、「サンキュー育休キャンペーン」として、男性が育休を取得しやすい風土づくりを進めます。

キャンペーンでは、知事が企業等を訪問し育休取得経験のある男性やその上司の方等と意見交換を行う「サンキュー育休トーク」を実施するほか、「第4回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」において育休取得経験のある男性のエピソードを募集する「パパの育休部門」の新設や、育休取得について理解を深めていただくための小冊子を発行するなど、男性の育休取得にかかる普及啓発を進めます。

(2) 仕事と育児を両立できる職場環境づくり

男性の育児参画を進めるには、企業の経営者や管理職等が、これまでの意識を変えて、率先して仕事と育児の両立を応援し、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに取り組むことも必要です。

そこで、企業における「イクボス※³」の増加のため「イクボス養成講座」の開催や「みえのイクボス同盟※⁴」への加入促進などを通じて、職場における仕事と育児の両立を大切にする風土づくりを進めます。

(3) 子どもの生き抜いていく力を育む子育ての魅力発信

子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果があります。

そこで、自然体験を通じ、子どもの生き抜いていく力を育むことや親子の絆づくりを主眼とした「みえの育児男子親子キャンプ」を実施するとともに、その結果を発信し、自然体験を通じた子育てに男性が積極的に関わるよう取組を進めます。

3 今後の予定

父の日(6月第3日曜日)および男女共同参画週間(6月23日~29日)にちなみ、三重県独自に6月を「みえの育児男子推進月間」と位置づけ、さまざまな取組を実施します。

- 6月 1日 第4回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえの募集開始
みえの育児男子親子キャンプの参加者募集開始
- 6月 18日 イオンモール鈴鹿 父の日イベント
「父の日 パパをもっと楽しもう」
- 6月 27日 第1回イクボス養成講座
- 6月以降 「知事とのサンキュー育休トーク」の開催(3回実施予定)

※¹パタニティ・ハラスマント

男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

※²みえの育児男子プロジェクト

「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が積極的に育児に参画することを応援する取組。

※³イクボス

職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司等(経営者・管理職等)。

※⁴みえのイクボス同盟

イクボスの取組や精神が県内各地に広がり、女性の活躍や男性の育児参画が当たり前の社会、子育て家庭を含むすべての家族にやさしい三重県が実現することを目指し、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいる(取り組む意思のある)経営者等により構成。平成28年4月発足。平成29年5月末時点で111企業・団体が参加。

6 「総合的な結婚支援」に関する取組について

1 現状と課題

結婚に対する考え方やライフスタイルの変化などにより、本県でも未婚化、晩婚化が進んでおり（別表1参照）、少子化の大きな要因となっています。また、「第3回 みえ県民意識調査」（平成25年度）によれば、未婚者の結婚していない理由は、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」という回答が上位を占めています。（別表2参照）。

このため、県では、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供を中心に、従業員の結婚をサポートする企業への支援や、市町に対するアドバイザー派遣、未婚の子を持つ親向けセミナーの開催など、社会全体で結婚を希望する人を応援する取組を進めています。

こうした中、25歳～39歳の未婚者の約7割が企業等で働いているということ（別表3参照）や、職場や仕事の関係での出逢いが多いという状況（別表4参照）を見ると、企業との連携をより一層強化していく必要があります。

また、県民により身近なところで出逢い支援を進めていくためには、市町の役割が重要であるため、若者の結婚に対する意識などを市町とともに的確に把握し、若者が自身の結婚などについて考えるライフプラン教育に取り組んでいくことも必要です。

2 平成29年度の取組概要

（1）みえ出逢いサポートセンターの取組

引き続き、結婚を望む人への出逢いの場の情報提供に取り組むほか、出逢い支援にかかる普及啓発や市町等の取組を支援します。

（2）市町や大学、企業との協創による取組

国の地域少子化対策重点推進交付金（10/10）を活用し、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、若者の結婚等に関する意識調査を実施し、県の出逢い支援実施計画を策定するとともに、新たに市町との担当者会議を設置し、収集したデータや先進事例、調査結果を提供することで、市町における結婚支援の取組を促進します。

さらに、「高等教育コンソーシアムみえ」と連携して、県内全ての大学生を対象とした結婚等に関する意識調査やライフプラン、キャリアデザイン等に関する啓発を行うとともに、企業や従業員を対象とした意識調査も実施し、労使協働による結婚支援の取組の活性化も進めます。

これらの取組により、市町や大学、企業との協創をさらに加速化し、総合的な結婚支援に取り組んでいきます。

平成 29 年度の新規事業

①市町連携会議の開催

平成 28 年度末現在、19 の市町が結婚支援に取り組んでいますが、さらなる取組の活性化に向け、各市町の取組などを共有する市町連携会議を開催します。

②出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業

県の総合的な出逢い支援計画を策定するため、全市町の若者を対象に、結婚に関する意識調査や妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の普及啓発を実施するとともに、市町の総合的な出逢い支援の取組の活性化につなげます。

③大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業

県内全ての高等教育機関の学生を対象に、結婚に関する意識調査やキャリアデザインにも役立つ妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の普及啓発を実施するとともに、大学生向けライフプラン教育啓発コンテンツを開発します。

④労使協働による企業の結婚支援の考え方及び勤労者の結婚に関する意識等調査事業

企業を対象に従業員の結婚支援に関する調査と、従業員を対象に結婚に関する意識調査や、妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の普及啓発を行います。

⑤ネットワーク等会員企業に向けた従業員の結婚支援働きかけ事業

子育て支援等に取り組んでいるネットワーク・団体（みえ次世代育成応援ネットワーク、みえのイクボス同盟等）の企業を対象に、結婚支援の取組状況等を調査し、従業員の結婚支援やライフプラン教育の実施を働きかけます。

⑥企業による地域結婚応援促進事業

結婚を応援する合同キャンペーンの開催等を通して、企業が地域の若者の結婚を応援する機運を醸成するとともに、出逢いや交際を支援する取組を促進する仕組みを構築します。

⑦複数企業による交流機会の提供補助事業

複数の企業が連携して自主的に交流機会を提供する事業に対して補助を行い、企業による従業員の結婚支援の取組の拡大を図ります。

⑧みえの出逢い応援団体強化事業

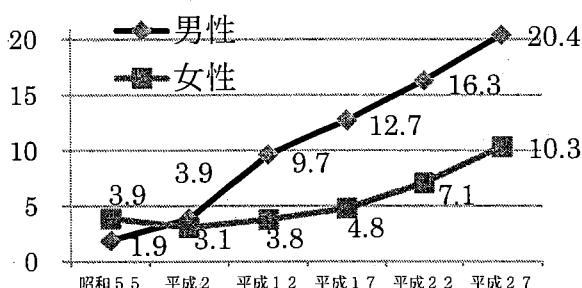
魅力ある出逢いの機会を提供できる団体を発掘し、継続的に出逢いの機会を提供する仕組みづくりに取り組みます。

(参考：センターの取組実績) ※平成 29 年 4 月末現在：センター開設からの累計

- ・「メルマガ会員」（センターから情報を受け取る人）登録者数 ····· 2,784 人
- ・センターからの出逢いイベント・セミナー情報提供数 ······ 306 件
- ・出逢いイベント参加者数 ······ 延べ 2,845 人
- ・「出逢いサポート企業」（従業員の結婚を支援する企業）登録数 ··· 182 団体
- ・センターへの相談件数（電話・来所）
··· 約 7,200 件（うち親からの相談が約 2,900 件）

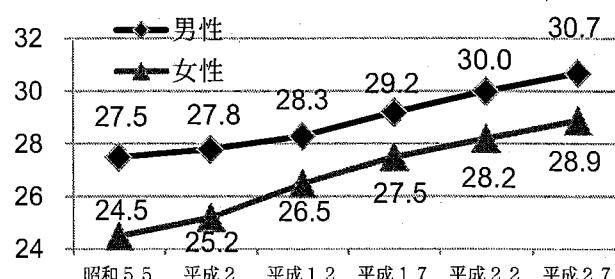
別表1

生涯未婚率[男女別]（三重県：%）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」※都道府県別集計（三重県）

平均初婚年齢[男女別]（三重県：歳）

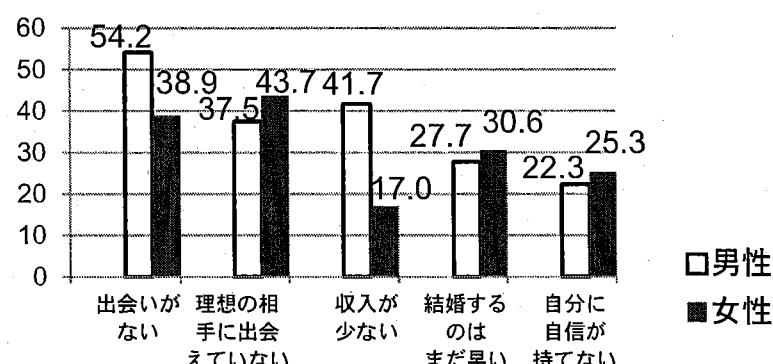


出典：厚生労働省「人口動態統計」
※都道府県別（三重県）

別表2

結婚していない理由
〔未婚者：複数回答〕
(三重県：%)
※上位5位までを抜粋

出典：三重県
「第3回 みえ県民意識調査」
(平成25年度)

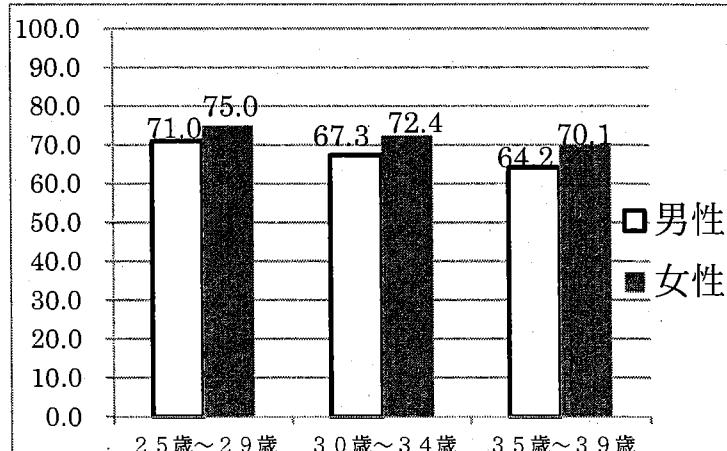


別表3

未婚者のうち、雇用者として就業している人の割合
(全国：%)

※25歳～39歳の未婚者のうち、有業者、かつ就業上の地位が雇用者（正規職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣者、パート、アルバイト）である人の割合

出典：総務省
平成27年国勢調査
(産業等基本集計)

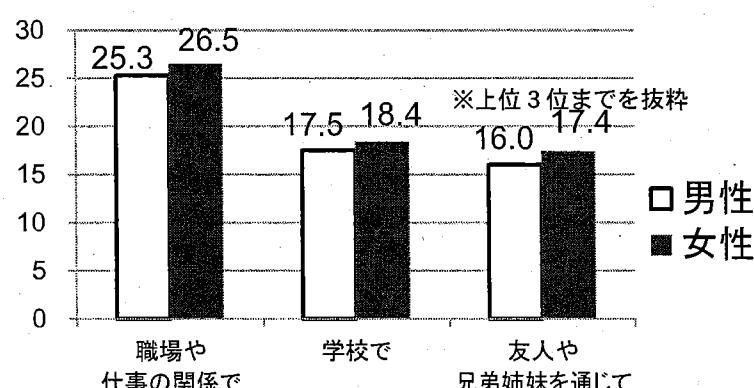


別表4

交際相手と知り合ったきっかけ (全国：%)

※18歳～34歳の未婚者のうち、交際している異性がおり、かつ結婚意向がある人の回答

出典：内閣府 まち・ひと・しごと創生本部 「結婚・出産等に関する意識調査」(平成27年10月)



7 国民健康保険制度改革について

1 国民健康保険制度の現状

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、被用者保険（社会保険）や後期高齢者保険に加入する者等を除く者を被保険者とする保険者（市町村）単位で運営される公的医療保険制度です。

その加入者は高齢者や低所得者の割合が高く、構造上、厳しい財政運営にならざるを得ません。また、市町村単位で運営されるということは、規模が小さい、高齢者の比率が高い、あるいは医療費をたくさん必要とする患者が多いといった市町村はさらに財政運営が不安定になりやすいと言えます。さらに、被保険者にとっては、受ける医療サービス（保険給付）等は同じであるにも関わらず、保険料（税）は市町村間で格差が大きいといった不公平感があります。

2 制度改革の概要

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）において、国が国民健康保険への財政支援の拡充を行い、財政基盤を強化するとともに、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととされました。

（1）県の役割

県と市町が共通認識に立って国保事業運営を行えるよう、三重県国民健康保険運営方針（以下、「国保運営方針」という。）を定めます。

県に特別会計を設置し、県内 29 市町が医療費等を給付するために必要な費用を算定します。そこから市町独自の保健サービスや国、県から別途交付される交付金（以下「公費等」といいます。）などは控除したうえで、納付をお願いする金額を市町ごとに算定し、また、それに見合う標準保険料率を示して徴収します。

こうして集めた市町からの納付金に国及び県一般会計からの交付金等を加えたものを財源として、市町に対し、医療費等を支払うための交付金を配分します。

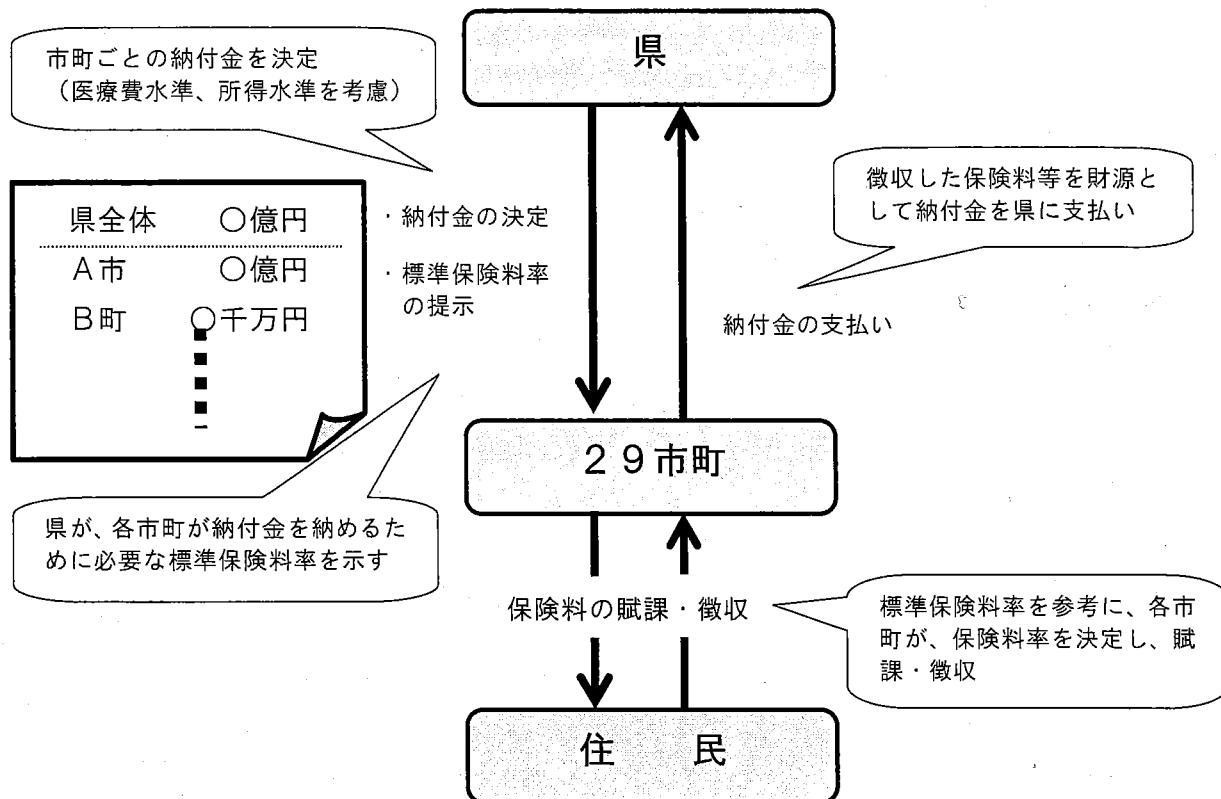
また、予期しない医療費増加や保険料収納不足が生じた市町が出た場合に備え、貸付や交付を行うための財政安定化基金を別途設置、運営します。

（2）市町の役割

県が算定した納付金を支払うため、県が示した標準保険料率を参考に、市町独自の保健サービスや公費等を勘案し、実際の保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

被保険者の資格管理、健康づくりなどの保健事業等はこれまで同様に引き続き行います。

<平成 30 年度からの国保財政運営の仕組み>



3 市町との検討状況

平成 27 年 11 月以降、29 市町と三重県国民健康保険団体連合会を構成員とする「三重県市町国保広域化等連携会議（以下、「連携会議」という。）」、当会議のもとに国保財政運営部会、収納率向上部会、医療費適正化部会、事務標準化部会の 4 つの作業部会を設置し、想定される個別課題の検討を行っています。

作業部会	主な検討課題
国保財政運営部会	市町ごとの納付金、標準保険料率の算定
収納率向上部会	保険料（税）の収納率の向上
医療費適正化部会	市町が取り組む医療費適正化に対する支援策
事務標準化部会	適切かつ効率的な事務処理

また市長・町長を対象として、制度改革の説明や連携会議及び 4 部会での検討結果を報告するための「国保制度改革説明会」を平成 29 年 1 月 31 日及び 5 月 31 日に 2 回開催しています。

4 市町との主な協議事項

(1) 納付金の按分方法

① 基本的な考え方

標準保険料率のもととなる納付金の算定については、県全体で必要となる納付金（医療給付費等から公費等を差し引いた額）を、市町ごとの所得水準、被保険者数、世帯数で按分します。

県内市町間で医療費水準が変わらなければ、これで市町が違っても所得水準、世帯構成が同じであれば、基本的には同じ保険料となります。

この状態を、医療費水準 (α) を全く反映しない状態、すなわち ' $\alpha=0$ ' といいます。

県としては、財政運営を県で一元化するということは、県内での保険料負担を平準化するこの状態を目指すべきと考えています。

② 現状への対応と今後の見通し

一方で、現状において市町間で医療費水準に差がある中、平成30年度の制度改革直後に ' $\alpha=0$ ' の状態を採用することは、必ずしも各市町の実情に対応した制度とは言えないと考えています。

将来的には保険料負担を平準化することをめざしますが、制度改革直後は医療費水準を一定割合反映させ、目標年度を設定して、段階的にその割合を下げていくことが適当と思われます。

反映させる一定の割合については、医療費水準 (α) を100%反映した状態、すなわち ' $\alpha=1$ ' ではなく、現在、県内各市町と県で拠出金を出し合って、各市町間で発生する急激な医療費の増加や保険料の収納率の激減等を補完し合っている「保険財政共同安定化事業」の中の医療費に対応している部分のH27実績 ($\alpha=0.3$ 程度を調整していると推計) を勘案したいと思っています。

また目標年度については、平成30年度に改定される保健医療計画等の各種計画の目標年度及び制度改革後に国、県が行う財政措置等（後述）が6年間継続することに合わせたいと考えています。

この場合、国保運営方針の見直し時期とされている3年後まで一定割合を据え置き、制度改革の状況を確認したうえで、「 $\alpha=0$ 」に向けた医療費水準の反映度合いを設定していくこととします。

もちろん、不測の事態等が起これば、見直しを検討することとします。

- ・ 平成30年度に ' $\alpha (1-0.3) = 0.7$ ' で一定割合を設定し、3年間は据え置く。
- ・ その後の3年間で ' $\alpha=0$ ' に向けて一定割合を設定し直す。
- ・ ただし、不測の事態等が起こった場合には見直しを検討する。

③ 仮算定の実施

納付金の按分方法等についての検討を行うため、県による国保財政運営が平成29年度から実施されたと仮定して納付金等を算定する「仮算定」をこれまで2回実施しています。これらについては、平成27年度決算額を用いている、制度改正後の公費等の配分ルールが不明である、といった条件の中で行われたものであり、市町に対して制度改正による影響額を明らかにする、あるいは平成30年度予算編成議論に役立てるための第3回の仮算定は、平成28年度決算額がわかり、国によって公費等の配分ルールが明らかにされ次第、速やかに行うこととします。

(2) 市町への支援策

平成27年度から低所得者対策の強化が図られたり、平成30年度以降の予期しない医療費増加や保険料収納不足に備えるための財政安定化基金の積み立てが始まっています(H27:約2.7億円、H28:約5.4億円、H29:約14.9億円)。

また、平成30年度からは以下のとおり医療費適正化や保険料収納率向上等に係る支援等が、国、県から行うこととされています。

① 国による支援策(予算規模は全国ベース)

- ア 自治体の責めによらない医療費負担増への対応(毎年700~800億円規模)
- イ 医療費適正化、収納率向上への取組等への支援(毎年700~800億円規模)
- ウ 高額医療費に対する支援の拡充(毎年数十億円規模)
- エ 激変緩和に対応するための特例基金(6年間で300億円規模)

② 県による支援策(毎年約30億円を想定)

ア 激変緩和措置

市町において、制度改正が行われたことによって納付金相当額が増加する場合には、その影響額に対する補てんを行います。

イ 保険者取組支援制度の創設

医療費適正化、収納率向上に向けた取組等への支援であり、国による同様の制度の補完や県内市町の実情を反映した制度とします。

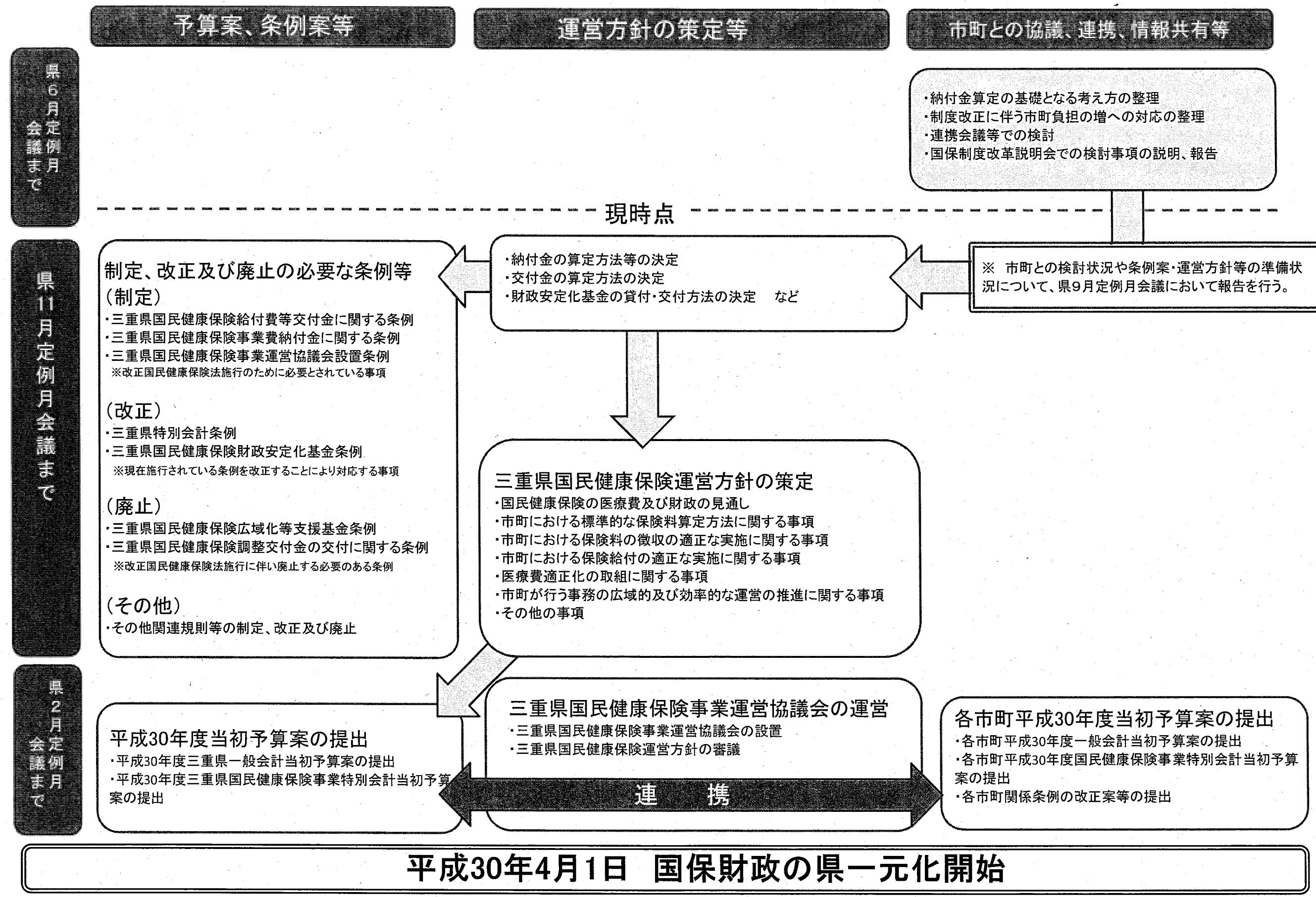
(3) 各市町における赤字の削減・解消について

制度改革後、決算補てん等を目的とした法定外一般会計繰入等(以下、「赤字」という。)はその削減・解消を行うものとします。

単年度の特殊要因による赤字は対象外とし、2年間赤字が続いた市町は5年内の赤字解消計画を策定し、取組を開始することとします。

国、県から赤字そのものを補てんする制度はありませんが、前述の医療費適正化、収納率向上に向けた財政措置等を通じて間接的に支援を行います。

5 制度改革に向けたスケジュール



※表中の条例、会計名等については、今後検討を要するものであり、現時点での仮称となっています。

※また、集約可能な条例を一本化して「基本条例」的なものとする検討も今後行っていきます。

8 福祉医療費助成制度について

1. 制度概要

福祉医療費助成制度（障がい者、子ども、一人親家庭等）は、対象者が、安心して必要な医療をうけられる環境を整えるため、国の医療保険制度を補完するものとして、市町が行う医療費助成事業に対して、その費用の2分の1を補助しています。

子ども医療費助成制度は、小学校6年生までの入通院を対象に償還払い方式で実施しています。

2. 現物給付化をめぐる背景等

(1) 国民健康保険補助金の減額調整の見直し

国民健康保険事業に対する定率補助金である療養給付費等負担金等について、国はこれまで一部負担金の窓口無料化（現物給付化）を行っている保険者に対して減額調整を行ってきましたが、平成30年4月からは未就学児までは減額調整措置を行わないこととされました。（平成28年12月22日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

なお、地方が行っている医療助成制度に対する国の補助制度は実現されていないことから、県では引き続き、国への制度創設要望を行っているところです。

(2) 県議会への請願、県議会からの申し入れ

①平成26年度に、子ども医療費助成制度について、県議会へ請願（1. 現物給付化、2. 義務教育終了まで対象年齢拡大、3. 国への制度創設要望）が提出され平成27年第1回定例会において採択されました。

②平成27年度に、福祉医療費について、県議会へ請願（1. 現物給付化、2. 国への制度創設要望）が提出され平成27年第2回定例会及び平成28年第1回定例会において採択されました。

③平成28年3月に新政みえから、「一人親家庭等医療費補助金制度及び子ども医療費補助金制度の現物給付・窓口無料化を求める申し入れ書」が提出されました。

④平成29年3月に、子どもの貧困対策調査特別委員会から、「ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化について、市町と十分な協議・調整を行い、早期導入の検討を行うこと」との提言がなされました。

(3) 県内の状況

鈴鹿市が平成29年度から3歳までの現物給付を実施されています。四日市市、伊賀市、名張市、亀山市、志摩市において、平成30年度から未就学児を対象に現物給付の導入を表明されています。

(4) 「国民健康保険制度改革説明会」での意見

平成29年5月31日開催の市長・町長を対象とした「国民健康保険制度改革説明会」で出された意見は次のとおりです。

- ・未就学児に対し国が減額調整措置の廃止を決めたことから、県も現物給付化を導入してほしい。
- ・持続可能な制度とするためにも、目的など論点をしっかりと整理したうえで議論してほしい。

(5) 各都道府県の状況

子ども医療費の現物給付は、38都府県で実施されています。ただし、そのうち30都府県は一部自己負担を課しており、自己負担を課していない8県のうち6県は本県より補助対象が狭くなっています。(例えば、岐阜県や大阪府は現物給付化されていますが、補助対象は入通院とも小学校就学前までとなっています。)

本県では、現物給付化を導入していませんが、自己負担金を課さない制度であり、県の補助対象を入通院とも小学校6年生までとしており、本県の子ども医療費助成金の一般財源に占める割合は全国第4位と高い水準となっています。

3. 平成27年度の子ども医療費（県負担金）の実績

2,259百万円

内訳（推計）	0～3歳：759百万円
	3～6歳：515百万円
	6～12歳：985百万円

※現物給付化に伴う負担増については、先行県の例から1.2～1.3倍程度と想定されます。仮に1.3倍の場合には、6歳（未就学児）まで実施した場合には、市町、県で各4億円の負担増（国民健康保険財政への影響を除く）となります。

4. 今後の検討について

現物給付化について、本年度内に一定の結論が出せるよう、市町をはじめ関係団体等のご意見を伺いながら、慎重に検討を行っていきます。

現時点では下記のような観点を踏まえて、検討を行いたいと考えています。

・導入の目的	真に支援が必要な対象者の経済的負担を軽減させることを目的とする貧困対策か、子育てしやすい環境を整備することを目的とする少子化対策かを検討する必要があります。
・持続可能な制度設計	子どもの医療にかかる重要な制度であるため、持続可能な制度運営ができるよう慎重に検討する必要があります。
・給付と負担のバランス	導入するとしても、給付と負担のバランスも勘案し、対象範囲や自己負担等の様々な論点で検討を行う必要があります。
・低所得者層への対応	貧困対策の観点から、一人親家庭等の経済的に余裕のない層に対する対応について検討を行う必要があります。
・過剰受診対策	過剰受診対策として、自己負担の導入等について検討を行う必要があります。
・市町や関係者との調整	<ul style="list-style-type: none">・公平性の観点から全市町が一斉に実施できる制度とする必要があります。・制度変更により、市町の事務負担の増加や医療機関での混乱が生じないよう、関係者の意見を広く聞かせていただき検討を行う必要があります。
・その他	他の福祉医療制度（一人親家庭等、障がい者）とのバランスも考慮していく必要があります。

5. 今後のスケジュール（予定）

- ・夏頃に県としての現物給付についての考えを整理して市町に提示し意向を確認します。
- ・検討状況については、定例月会議ごとにご報告します。

6. その他

県の補助制度において現物給付化を導入する前に、単独で現物給付を導入する場合には、償還払い方式に比べて医療費が伸びたと想定される額について県の補助額から控除することといたします。

障がい者医療費助成制度実施状況一覧

平成29年4月1日現在

市 町	県制度 のみ 実施	市町 上乗せ 実施	対象者の範囲												所得 制限	入院時 食事 療養費 の助成	自己 負担金	備 考			
			身体障害			知的障害			重複障害		精神障害										
			3級 まで	4級 まで	5級 以上	35 以下	50 以下	70 以下	IQ50以下 (B中)	1級 通院	1級 入院	2級 通院	2級 入院	3級 通院	3級 入院						
A	B中	B軽							かつ4級												
津 市		○	○				○		○	○	○	○			有	無	無	精神障害者(1級、2級) 入院費用(自己負担分)の2分の1を助成 精神科病院(法第19条の7)又は指定病院(法第19条の8)における90日を超える継続入院に限る			
四 日 市 市		○	○				○	○	○	○	○	○			有	無	無	戦傷病者にも適用。			
伊 势 市	○	○				○		○	○						有	無	無				
松 阪 市	○	○				○		○	○						有	有	無				
桑 名 市	○	○				○		○	○	○	○	○			有	無	無				
鈴 鹿 市	○	○				○		○	○						有	有	無	0~3歳年度末まで現物給付(H29.4.1変更)			
名 張 市	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	無	無	障がい者医療の助成額、対象範囲 ①療育手帳B中、B軽の自己負担額の1/2を助成。 ②精神障害者2級、3級の通院分、精神障害者1級、2級、3級の入院分の自己負担額の1/2を助成。 ③療育手帳B中、B軽、精神障害者1級入院、2級、3級の対象年齢を満70歳の誕生日の属する月の末日までとする。			
尾 鶯 市	○	○			○		○	○							有	無	無				
亀 山 市	○	○			○		○	○							無	有	無				
鳥 羽 市	○	○			○		○	○		○					有	無	無	精神障害者2級の通院分の自己負担額の1/2を助成。			
熊 野 市	○	○			○		○	○							有	無	有	IQ50以下または療育手帳B中度まで対象範囲の拡大分については自己負担有り			
い な べ 市	○	○			○		○	○							有	無	無				
志 摩 市	○		○		○		○	○							有	無	無	①療育手帳B(中度)の自己負担額を助成予定。 ②精神障害者2級の通院分の自己負担額の1/2を助成予定。 (H29.9.1変更予定)			
伊 賀 市	○	○				○	○	○	○	○					有	無	無				
木 曾 嶺 町	○	○				○	○	○	○						有	無	無				
東 員 町	○	○				○	○	○	○						有	有	無	障害児福祉手当+80万円			
菰 野 町	○	○			○		○	○							有	有	無				
朝 日 町	○	○			○		○	○							有	無	無				
川 越 町	○	○			○		○	○							無	有	無				
多 気 町	○		5級			○	○	○							有	無	無				
明 和 町	○	○				○	○	○							有	無	無				
大 台 町	○	○			○		○	○							有	無	無				
玉 城 町	○	○			○		○	○							有	無	無				
度 会 町	○	○			○		○	○							有	無	無				
御 浜 町	○	○			○		○	○							有	無	無				
紀 宝 町	○	○			○		○	○							無	有	無				
大 紀 町	○	○			○		○	○							有	有	無				
南 伊 势 町	○	○				○	○	○							無	無	無				
紀 北 町	○		○		○		○	○							有	無	無				
合 计	3	26	14	14	1	3	18	8	29	29	4	5	3	1	1	有25	有8	有1			

子ども医療費助成制度実施状況一覧

平成29年4月1日現在

市 町	県制度 のみ 実施	市町 上乗せ 実施	対象者の範囲		所得 制限	入院時 食事 療養費 の助成	自己 負担金	備 考
			入院	通院				
津 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
四 日 市 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
伊 势 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
松 阪 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	有	無	
桑 名 市		○	15歳年度末	12歳年度末(※)	有	無	無	※多子世帯(18歳未満の子ども3人以上)について、通院は15歳年度末まで助成
鈴 鹿 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	有	無	通院 15歳年度末まで拡大(H29.4.1変更) 0~3歳年度末まで現物給付(H29.4.1変更)
名 張 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
尾 鶯 市		○	15歳年度末	12歳年度末	有	無	無	
亀 山 市		○	15歳年度末	15歳年度末	無	有	無	
鳥 羽 市		○	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	
熊 野 市		○	18歳年度末	18歳年度末	有	無	無	
い な べ 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
志 摩 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
伊 賀 市		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
木 曾 岬 町		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
東 員 町		○	15歳年度末	15歳年度末	有	有	無	
菰 野 町		○	15歳年度末	12歳年度末	有	有	無	
朝 日 町		○	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	
川 越 町		○	15歳年度末	15歳年度末	無	有	無	
多 気 町		○	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	
明 和 町		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
大 台 町		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
玉 城 町		○	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	
度 会 町		○	15歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
御 浜 町		○	18歳年度末	18歳年度末	有	無	無	
紀 宝 町		○	18歳年度末	18歳年度末	無	有	無	
大 紀 町		○	18歳年度末	18歳年度末	無	有	無	平成28年10月診療分より、中・高の町単分の自己負担1,000円を廃止。
南 伊 势 町		○	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	
紀 北 町		○	18歳年度末	15歳年度末	有	無	無	
合 计	0	29	拡大29	拡大26	有20	有8	有0	

一人親家庭等医療費助成制度実施状況一覧

平成29年4月1日現在

市 町	県制度 のみ 実施	市町 上乗せ 実施	対象者の範囲				所得 制限	入院時 食事 療養費 の助成	自己 負担金	備考
			18歳 年度末	20歳 末満	20歳 月末	20歳 年度末				
津市	○		○				有	無	無	
四日市市	○		○				有	無	無	
伊勢市	○		○				有	無	無	
松阪市		○	○				有	有	無	
桑名市	○		○				有	無	無	
鈴鹿市		○	○				有	有	無	0~3歳年度末まで現物給付(H29.4.1変更)
名張市	○		○				有	無	無	
尾鷲市	○		○				有	無	無	
亀山市		○	○				有	有	無	児童扶養手当(一部支給)+80万
鳥羽市	○		○				有	無	無	
熊野市	○		○				有	無	無	
いなべ市	○		○				有	無	無	
志摩市	○		○				有	無	無	
伊賀市	○		○				有	無	無	
木曽岬町	○		○				有	無	無	
東員町		○		○			有	有	無	児童扶養手当(一部支給)+80万
菰野町		○		○			有	有	無	学生は20歳年度末まで
朝日町	○		○				有	無	無	
川越町		○		○			無	有	無	学生は20歳年度末まで 所得制限なし
多気町	○		○				有	無	無	
明和町	○		○				有	無	無	
大台町	○		○				有	無	無	
玉城町		○	○				無	無	無	
度会町	○		○				有	無	無	
御浜町	○		○				有	無	無	
紀宝町		○	○				無	有	無	
大紀町		○	○				無	有	無	
南伊勢町		○	○				無	無	無	
紀北町	○		○				有	無	無	
合計	19	10	26	0	3	0	有24	有8	有0	

○障がい者医療費全国の状況

平成28年4月1日現在

都道府県	支払方法		一部自己負担	
	現物給付	償還払	あり	なし
1 北海道	○		○	
2 青森県	○国	○社保・老健	○	
3 岩手県		○自動	○	
4 宮城県		○		○
5 秋田県	○	○訪問看護療養費		○
6 山形県	○		○	
7 福島県	○	○		○
8 茨城県	○			○
9 栃木県		○	○	
10 群馬県	○			○
11 埼玉県		○		○
12 千葉県	○		○	
13 東京都	○		○	
14 神奈川県	○		○	
15 新潟県	○		○	
16 富山県	○	○	○	
17 石川県	○	○老		○
18 福井県		○自動		○
19 山梨県	○	○自動		○
20 長野県		○自動	○	
21 岐阜県	○			○
22 静岡県		○自動	○	
23 愛知県	○	○精神入院		○
24 三重県		○自動		○
25 滋賀県	○		○	
26 京都府	○			○
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県		○自動	○	
30 和歌山県	○			○
31 鳥取県	○		○	
32 島根県	○		○	
33 岡山県	○	○	○	
34 広島県	○		○	
35 山口県	○		○	
36 徳島県	○後期高齢者	○		○
37 香川県		○	○	
38 愛媛県	○			○
39 高知県	○			○
40 福岡県	○		○	
41 佐賀県		○	○	
42 長崎県		○	○	
43 熊本県	○	○	○	
44 大分県		○	○	
45 宮崎県	○入院	○	○	
46 鹿児島県		○		○
47 沖縄県		○		○
計	32	26	28	19
	うち併用 11			

○子ども医療費全国の状況

平成28年8月1日現在

都道府県	対象者の範囲		支払方法		一部自己負担	
	入院	通院	現物給付	償還払	あり	なし
1 北海道	小学校6年生	小学校就学前		○	○	
2 青森県	小学校就学前	小学校就学前	○	○	○	
3 岩手県	小学校6年生	小学校就学前	○未就学児	○自動	○	
4 宮城県	小学校就学前	3歳未満	○			○
5 秋田県	小学校6年生	小学校6年生	○	○訪問看護療養費	○	
6 山形県	中学校3年生	小学校3年生	○		○	
7 福島県	高校3年生	高校3年生	○	○社保	○	
8 茨城県	中学校3年生	小学校6年生	○		○	
9 栃木県	小学校6年生	小学校6年生	○未就学児	○1から小6まで	○	
10 群馬県	中学校3年生	中学校3年生	○			○
11 埼玉県	小学校就学前	小学校就学前		○	○	
12 千葉県	中学校3年生	小学校3年生	○		○	
13 東京都	中学校3年生	中学校3年生	○		○	
14 神奈川県	中学校3年生	小学校就学前	○就学前	○他	○	
15 新潟県	平成28年度から、従前の市町村への補助金を交付金(子ども医療費助成事業を基本に子育て支援事業にも充当可能とするもの)に組み替えたため、助成対象年齢や自己負担額等は市町村の裁量によることとなった。					
16 富山県	小学校就学前	4歳未満	○○就児	○他	○	
17 石川県	小学校就学前	4歳未満	○	○	○	
18 福井県	小学校3年生	小学校3年生		○自動	○	
19 山梨県	小学校就学前	5歳未満	○			○
20 長野県	中学校3年生	小学校就学前		○自動	○	
21 岐阜県	小学校就学前	小学校就学前	○			○
22 静岡県	中学校3年生	中学校3年生	○		○	
23 愛知県	中学校3年生	小学校就学前	○	○小学校以上入院		○
24 三重県	小学校6年生	小学校6年生		○自動		○
25 滋賀県	小学校就学前	小学校就学前	○	○		○
26 京都府	中学校3年生	中学校3年生	○	○3歳以上通院	○	
27 大阪府	小学校就学前	小学校就学前	○	○	○	
28 兵庫県	中学校3年生	中学校3年生	○		○	
29 奈良県	中学校3年生	小学校就学前		○自動	○	
30 和歌山県	小学校就学前	小学校就学前	○	○		○
31 鳥取県	高校3年生	高校3年生	○		○	
32 島根県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
33 岡山県	小学校6年生	小学校就学前	○		○	
34 広島県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
35 山口県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
36 徳島県	小学校6年生	小学校6年生	○3歳未満	○3歳以上	○	
37 香川県	小学校就学前	小学校就学前	○			○
38 愛媛県	小学校就学前	小学校就学前	○入院・3歳未満通院	○3歳以上通院	○	
39 高知県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
40 福岡県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
41 佐賀県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
42 長崎県	小学校就学前	小学校就学前	○	○自動(1市のみ)	○	
43 熊本県	4歳未満	4歳未満	○	○	○	
44 大分県	中学校3年生	小学校就学前	○		○	
45 宮崎県	小学校就学前	小学校就学前	○		○	
46 鹿児島県	小学校就学前	小学校就学前		○自動	○	
47 沖縄県	中学校3年生	小学校就学前		○自動	○	
計			38	25	37	9
			うち併用 17			

○一人親家庭等医療費全国の状況
平成28年4月1日現在

都道府県	支払方法		一部自己負担	
	現物給付	償還払	あり	なし
1 北海道	○		○	
2 青森県	○	○	○	
3 岩手県		○自動	○	
4 宮城県		○	○	
5 秋田県	○	○訪問看護療養費		○
6 山形県	○			○
7 福島県		○	○	
8 茨城県	○		○	
9 栃木県		○	○	
10 群馬県	○			○
11 埼玉県		○	○	
12 千葉県		○	○	
13 東京都	○		○	
14 神奈川県	○		○	
15 新潟県	○		○	
16 富山県	○			○
17 石川県	○	○	○	
18 福井県		○自動		○
19 山梨県	○			○
20 長野県		○自動	○	
21 岐阜県	○			○
22 静岡県		○自動		○
23 愛知県	○			○
24 三重県		○自動		○
25 滋賀県	○		○	
26 京都府	○			○
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県		○自動	○	
30 和歌山県	○	○		○
31 鳥取県	○		○	
32 島根県	○		○	
33 岡山県	○		○	
34 広島県	○		○	
35 山口県	○		○	
36 徳島県	○	○		○
37 香川県		○	○	
38 愛媛県	○	○		○
39 高知県	○			○
40 福岡県	○		○	
41 佐賀県		○	○	
42 長崎県		○	○	
43 熊本県	○	○	○	
44 大分県	○		○	
45 宮崎県	○入院	○外来	○	
46 鹿児島県		○		○
47 沖縄県		○	○	
計	31	24	31	16
	うち併用 8			

各都道府県における子ども医療費助成制度の予算額等状況について(都道府県順)

平成26年度決算額(全て一般財源)…(A)

平成26年度一般財源総額…(B)

H26決算額/H26一般財源総額(千分率)…(C)=(A)/(B)

(単位:千円)

都道府県	決算額(A)
1 北海道	2,995,028
2 青森県	610,159
3 岩手県	485,066
4 宮城県	931,256
5 秋田県	923,627
6 山形県	849,460
7 福島県	828,776
8 茨城県	2,115,197
9 栃木県	1,974,320
10 群馬県	3,811,300
11 埼玉県	2,634,641
12 千葉県	5,854,945
13 東京都	3,747,172
14 神奈川県	3,967,267
15 新潟県	1,058,061
16 富山県	371,926
17 石川県	356,036
18 福井県	821,048
19 山梨県	566,975
20 長野県	1,052,454
21 岐阜県	1,875,707
22 静岡県	2,032,398
23 愛知県	8,458,660
24 三重県	2,265,850
25 滋賀県	983,790
26 京都府	1,660,657
27 大阪府	3,663,719
28 兵庫県	3,149,385
29 奈良県	718,442
30 和歌山県	736,053
31 鳥取県	776,037
32 鳥根県	326,392
33 岡山県	560,818
34 広島県	1,892,437
35 山口県	825,485
36 徳島県	1,044,693
37 香川県	886,888
38 愛媛県	816,533
39 高知県	393,335
40 福岡県	3,656,451
41 佐賀県	729,548
42 長崎県	758,222
43 熊本県	522,544
44 大分県	938,389
45 宮崎県	884,965
46 鹿児島県	621,333
47 沖縄県	1,073,962
合計	78,207,407

(単位:千円)

一般財源総額(B) (標準財政規模)
1,413,567,113
390,315,689
398,035,151
494,171,076
331,011,721
331,527,981
486,062,229
621,520,033
431,698,906
423,318,383
1,147,839,977
1,020,593,356
3,411,288,144
1,371,078,618
600,542,699
294,372,165
304,696,106
257,270,145
260,067,325
510,776,104
461,080,405
727,835,763
1,340,003,624
419,913,647
319,583,114
522,432,750
1,577,203,546
1,061,225,339
313,442,900
289,623,997
216,217,986
283,522,681
427,245,102
589,041,192
373,331,930
258,259,686
258,737,785
350,981,056
268,920,504
949,248,023
258,435,173
382,914,503
432,366,889
324,296,306
324,785,752
472,407,652
357,162,806
28,059,973,032

(単位:%/位)

割合(C)	順位
2.12	32
1.56	38
1.22	43
1.88	35
2.79	22
2.56	24
1.71	37
3.40	11
4.57	5
9.00	1
2.30	28
5.74	3
1.10	47
2.89	19
1.76	36
1.26	42
1.17	45
3.19	13
2.18	31
2.06	33
4.07	6
2.79	21
6.31	2
5.40	4
3.08	15
3.18	14
2.32	27
2.97	17
2.29	29
2.54	25
3.59	9
1.15	46
1.31	41
3.21	12
2.21	30
4.05	7
3.43	10
2.33	26
1.46	39
3.85	8
2.82	20
1.98	34
1.21	44
2.89	18
2.72	23
1.32	40
3.01	16
131.97	-

9 三重県立一志病院について

1 総合診療医の育成と一志病院の取組について

(1) 総合診療医の育成と次期保健医療計画について

平成 26 年に制定された医療介護総合確保推進法の施行を受け、県や市町には在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築が求められています。このため、県としては、特に人口減少が進む地域において総合診療医が重要な役割を担うものと考えており、三重大学と連携しながら総合診療医の育成と確保に取り組みます。

この取組は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保と、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、今年度策定する次期保健医療計画に位置付け、進めることとします。

(2) 一志病院に求められる役割と機能について

一志病院においては、平成 28 年度からプライマリ・ケアセンターを設置し、総合診療医や看護師等の人材育成に取り組んでいます。(平成 29 年 4 月現在県内に勤務する総合診療科医師数 38 名、平成 19 年度以降一志病院で研修した医師数 84 名)

また、平成 27 年に設置した「三重県立一志病院のあり方に関する検討会」においても、入院機能の維持や人材育成拠点としての機能が求められていることから、在宅医療を含む地域包括ケアシステムのモデルとして、一志病院の取組に対する期待が高まっており、公的関与の必要性が認められると考えています。

(3) 県立病院改革に関する基本方針との関連について

一方で、平成 21 年度に策定した「県立病院改革に関する基本方針」では、一志病院を民間へ移譲するという方向性が示されていますが、現在求められている病院の役割や機能を前提とすると、一志病院を安定して経営することは厳しい状況にあります。

(4) 一志病院の今後の運営形態の方向性について

こうした状況をふまえ、基本方針に沿った民間への移譲は困難であると考えており、在宅医療を含む地域包括ケアシステムについても示すこととされている次期保健医療計画の今年度中の策定にあわせ、あらためて、一志病院の運営形態について、関係者の意見も聴いたうえで、県と津市の役割分担もふまえ、今年度の早い時期に示すこととします。

2 今後の取組について

これまでの一志病院や津市の取組をふまえ、今後、在宅医療を含む地域包括ケアシステムのあるべき姿等について議論するため、「津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会（仮称）」を設置します。

本検討会における検討を進めるなかで、一志病院の運営形態についても検討を行います。なお、検討会の開催については、6月下旬頃に第 1 回目の検討会を開催し、以降、地元住民等、関係者の意見を聞きながら、3 回程度の検討会を開催し、年内に検討結果を取りまとめます。

○検討会の構成

三重大学（家庭医学講座教授）、津市（副市長、健康福祉部長、保健医療担当理事）、県（医療対策局長、病院事業庁長、一志病院長）

【参考】

三重県立一志病院を取り巻く環境の変化

【県立病院改革基本方針（抜粋）《H22.3月》】

『診療圏に広域性が認められず、県立病院の枠組では総合的な高齢者ケアの充実など福祉領域への取組を進めるに制約があります。

そのため、「県立」病院としては廃止し、「ニーズに応えられる事業者」へ移譲することで、民間ノウハウを活用し、保健・医療・福祉の領域にまたがる総合的な高齢者ケアへの転換を図ります。引き続き病院としての機能を維持し、地域の医療を確保していきます。』

【医療介護総合確保推進法《H26.6月》】

同法の趣旨は、「効率的かつ質の高い医療提供体制を確保すること」と、「地域包括ケアシステムを構築すること」を、「車の両輪」として進めていくことにあり、行政の役割についても規定されている。

市町の役割：在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築

県の役割：地域包括ケアシステムの構築に向けた市町の取組を支援し、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組を行うこと

【新公立病院改革ガイドライン《H27.3月》】

公立病院に期待される主な機能として、「民間医療機関が立地困難な過疎地等における一般医療の提供」や、「地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明らかにすること」等が示された。

【三重県立一志病院のあり方に関する検討会報告《H28.2月》】

「県立病院改革に関する基本方針」後の状況の変化や、地域医療構想の策定を見据え、平成27年に設置した「三重県立一志病院のあり方に関する検討会」において、「引き続き入院施設を持つ唯一の病院として提供する医療が必要」、「総合診療を担う人材の育成の拠点」との報告を取りまとめた。

【三重県地域医療構想《H29.3月》】

県内を8つの構想区域に分けて、それぞれの地域にふさわしいバランスのとれた病床機能の分化・連携と在宅医療を推進するため、2025年の地域ごとの医療需要、必要病床数及び、あるべき医療提供体制を実現するための施策等を検討し、地域医療構想を策定した。

【所管事項説明】

10 平成 30 年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、平成 30 年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成 30 年度 社会 福祉 施設 等 整 備 方 針

・ 地域福祉課所管施設 救護施設	34
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	35
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	38
・ 少子化対策課所管施設 児童館	42
・ 子育て支援課所管施設 放課後児童クラブ室、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童家庭支援センター	44

平成30年度社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成30年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none">・県内 3か所・定員 計 260名 平成29年5月1日現在	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

平成30年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- 施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- 圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成30年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成30年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,798	2,702	2,885	592	8,977	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
平成29年度整備予定数	120	160	40	0	320	
小計 (A)	2,918	2,862	2,925	592	9,297	
平成30年度整備可能数 (B) (うち従来型施設整備可能数)	30	110	340	40	520	
平成30年度末整備予定数 (A) + (B)	2,948	2,972	3,265	632	9,817	

施設種別	圏域	課題	平成30年度整備方針			
介護老人 保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成30年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。			
現状と整備可能数（単位：人分）						
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域
既整備数			2, 562	1, 783	2, 064	358
平成29年度整備予定数			0	0	0	0
小計 (A)			2, 562	1, 783	2, 064	358
平成30年度整備可能数 (B) (うち従来型施設整備可能数)			0 (0)	110 (50)	0 (0)	20 (0)
平成30年度末整備予定数 (A) + (B)			2, 562	1, 893	2, 064	378
養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。			

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。
 特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表) 老人福祉圏域

平成29年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成30年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランをふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先し、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進するとともに、防犯対策の強化を図る観点から防犯カメラの設置等の安全対策を促進する。
- ・ 圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成30年度整備方針
共通	—	—	<ol style="list-style-type: none">1 障がいが、重度であっても、地域で安心して生活できる支援体制を整備する必要がある。2 施設の耐震化や防火対策を推進する観点から、障害福祉サービス事業所の耐震化やスプリンクラー整備等に対応する必要がある。また、施設の防犯対策の強化を図る観点から、防犯カメラの設置等を促進する必要がある。	<ol style="list-style-type: none">1 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者および、強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者などの重度障がい者の地域生活を支える日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先する。2 地域生活への移行、相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点となる共同生活援助や短期入所を実施する事業所ならびに、児童発達支援などの障害児通所支援を総合的に提供し、障がい児支援の中核となる機能を有する事業所を優先する。3 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設、消防法施行令等の改正にともない新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設のスプリンクラー整備および、著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。4 施設の防犯対策の強化を図るために、防犯カメラの設置等の安全対策を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援とともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、日中活動系サービス事業所の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none">1 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。また、地域における居住支援の充実を図るために、短期入所を併設する事業所を優先する。2 災害時における被災障がい者に対する避難所としての機能を有する施設整備を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	平成30年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、共同生活援助事業所の整備を進める必要がある。	1 共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。また、地域における居住支援の充実を図るため、短期入所を併設する事業所を優先する。 2 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において、安心して暮らすことができるよう、訪問系サービスおよび、計画相談をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮とともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成29年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿龜山	鈴鹿市、龜山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	平成29年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	13	30	17	34	23	21	19	4	4	165
	サービス見込量	人	448	818	547	622	551	644	424	133	141	4,328
	サービス量実績	人	418	722	510	636	506	591	392	120	130	4,025
	見込量と実績の差	人	30	96	37	△ 14	45	53	32	13	11	303
就労移行支援	現状	事業所数	3	5	6	5	2	8	6	1	0	36
	サービス見込量	人	29	73	48	49	9	51	45	6	3	313
	サービス量実績	人	26	62	40	37	15	42	28	4	2	256
	見込量と実績の差	人	3	11	8	12	△ 6	9	17	2	1	57
短期入所	現状	事業所数	11	13	9	18	11	9	12	1	2	86
	サービス見込量	人	128	174	95	92	88	133	115	21	12	858
	サービス量実績	人	92	155	102	102	90	96	97	13	11	758
	見込量と実績の差	人	36	19	△ 7	△ 10	△ 2	37	18	8	1	100
児童発達支援	現状	事業所数	6	12	11	21	8	7	5	1	1	72
	サービス見込量	人	89	191	153	110	199	108	66	10	23	949
	サービス量実績	人	31	141	203	194	145	136	75	0	22	947
	見込量と実績の差	人	58	50	△ 50	△ 84	54	△ 28	△ 9	10	1	2
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	15	12	9	28	15	9	12	2	3	105
	サービス見込量	人	211	259	148	229	202	203	190	45	48	1,535
	サービス量実績	人	137	236	118	227	176	177	184	40	49	1,344
	見込量と実績の差	人	74	23	30	2	26	26	6	5	△ 1	191
訪問系サービス												
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	現状	事業所数	52	89	69	99	123	89	62	16	38	637
	サービス見込量	人	309	359	292	393	478	327	269	91	68	2,586
	サービス量実績	人	216	352	241	396	388	311	322	70	55	2,351
	見込量と実績の差	人	93	7	51	△ 3	90	16	△ 53	21	13	235

種類	種類	単位	平成 29 年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
相談支援												
計画相談支援	現状	事業所数	16	22	16	33	18	22	11	2	11	151
	サービス見込量	人	177	374	244	500	386	466	199	46	49	2,441
	サービス量実績	人	205	256	220	260	268	331	220	61	46	1,867
	見込量と実績の差	人	△ 28	118	24	240	118	135	△ 21	△ 15	3	574
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	2	6	2	8	3	2	1	28
	サービス見込量	人	10	7	8	12	13	11	11	2	3	77
	サービス量実績	人	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
	見込量と実績の差	人	9	7	8	12	12	11	10	2	3	74
地域定着支援	現状	事業所数	1	1	2	6	2	8	3	2	1	26
	サービス見込量	人	9	4	8	23	7	9	3	3	3	69
	サービス量実績	人	3	7	2	0	5	1	0	0	0	18
	見込量と実績の差	人	6	△ 3	6	23	2	8	3	3	3	51
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	15	11	11	20	16	20	5	2	7	107
	サービス見込量	人	29	57	72	141	100	102	32	4	5	542
	サービス量実績	人	38	107	92	97	83	109	79	6	7	618
	見込量と実績の差	人	△ 9	△ 50	△ 20	44	17	△ 7	△ 47	△ 2	△ 2	△ 76

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

1 現状の事業所数は、平成29年5月1日現在

2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27年度～平成29年度）における平成29年度のサービス見込量（1か月あたり）

3 サービス量実績は、平成28年度（平成28年4月～平成29年2月）の1か月あたりの平均

4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。

5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

平成30年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名【少子化対策課】

1 整備方針策定等の考え方

- 健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- 耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成30年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 31館 児童センター 14館 計 46館 (12市6町) (H29.5.1現在)	・耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。 ・児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 ・児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 優先順位は以下のとおりとする。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの (1) 放課後児童クラブ室のある児童館 (2) 放課後児童クラブ室のない児童館 2 児童館の新設 (1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するものを優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	平成30年度整備方針
				<p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 (2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するもの ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 3 既存の児童館を拡張・改築する整備 (1) 放課後児童クラブ室を設置するための拡張・改築 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張・改築 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張・改築 4 その他の整備</p>

平成30年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課 保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名【子育て支援課】

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・現在の施設が利用できなくなり、整備が必要となる場合を優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成30年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 360か所 (H28.5.1現在) ※H29.5.1現在の数値 については、今後調査を行います。	1 放課後子ども総合プランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。 2 小学校児童についての保育需要があるにもかかわらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。 3 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。	「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あたりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。 以下、1, 2は同順位とし、3, 4, 5, 6, の順に優先順位を付けることとする。 1 小学校の統廃合による整備 2 借家等で実施しているが、使用不能になる場合の整備 3 地震対策あるいは津波対策等のための整備 4 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一緒に実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備

平成30年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課 子育て家庭支援班・要保護児童支援班所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 領	平成30年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 12施設 民間 1施設 (平成29年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 3施設 民間 1施設 (平成29年4月1日現在)	2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	2 老朽化による増改築修繕 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 公立 5施設 民間 2施設 (平成29年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕(耐震工事含む) 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成 30 年度整備方針
児童家庭支援センター	全県	<p>施設数 公立 民間</p> <p>(平成 29 年 4 月 1 日現在)</p>	<p>3 施設 1 施設 2 施設</p> <p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。</p>	<p>1 児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。</p>

【所管事項説明】

11 平成28年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 平成28年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者待遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理対策、虐待防止への取組状況や、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援事業所の運営状況を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は次のとおりです。

○ 平成28年度指導監査等の実施状況

	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人等の数	指摘総件数
社会福祉法人	97	44(45.4)	42	274
社会福祉施設	943	207(22.0)	201	1,071
介護保険サービス事業所(予防含む)	5,275	263(5.0)	219	984
" 集団指導	5,275	4,049(76.8)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,562	78(5.0)	61	410
" 集団指導	1,562	1,274(81.6)	—	—
児童相談所	5	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	0(0.0)	0	0
公益法人	25	6(24.0)	2	2

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが59.9%を占め、役員の構成等の組織運営に関するものが38.7%となっています。社会福祉施設では、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが75.4%、苦情処理窓口や衛生管理等の入所者待遇に関するものが24.6%となっています。

○ 社会福祉法人の指摘項目および件数

組織運営	事業	管理	計
106(38.7%)	4(1.5%)	164(59.9%)	274(100.0%)

○ 社会福祉施設の指摘項目および件数

入所者待遇	施設運営	計
263(24.6%)	808(75.4%)	1,071(100.0%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、サービス提供などの運営基準等に関するものが81.7%、給付費に関するものが12.6%、介護職員の配置などの人員基準に関するものが3.6%となっています。

○ 介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

		運営基準等	給付費	人員基準	その他	合計
介護保険サービス	介護	509	82	18	13	622
	予防	301	33	18	10	362
障害福祉サービス		329	61	14	6	410
合 計 (構成比%)		1,139 (81.7)	176 (12.6)	50 (3.6)	29 (2.1)	1,394 (100.0)

実地指導、監査により、介護報酬等の算定誤りや不適切な請求等が確認された事業所に対して過誤調整等による自主返還を指導しました。

○ 介護報酬等の過誤調整（自主返還）および返還決定額

返 還 の 種 別		事業所数	返還額（円）
介護保険 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	15	6,733,438
	監査結果に基づく過誤調整	3	1,415,051
	監査結果に基づく返還	0	0
障害福祉 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	9	1,273,647
	監査結果に基づく過誤調整	1	1,173,870
	監査結果に基づく返還	0	0
合 計		28	10,596,006

(注) 返還額は、平成29年4月末現在までに確定した金額です。

3 平成29年度の指導監査および実地指導等の実施方針

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人はもとより、市所管の社会福祉法人についても、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を柱にした改正社会福祉法が平成28年3月31日に成立しましたが、平成29年4月1日施行分の円滑な制度の運用状況について、指導監査を通じて県所管法人の指導とともに、市所管法人についても市を支援していきます。

さらに、施設運営においては職員による利用者への虐待防止のための取組を確認し、支援します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への実地指導、監査を優先実施するとともに、集団指導では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、今年度は、人材育成・定着に寄与する内容を盛り込むことにより、事業所における人材不足の解消や利用者への適切なサービス提供の確保を支援します。

【所管事項説明】

12 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成29年2月15日～平成29年6月4日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年2月15日
3 委員	議長 西城 英郎 委員 落合 仁 他12名
4 諮問事項	鈴亀区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年2月15日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 日比 秀夫 他15名
4 諮問事項	伊勢志摩区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年2月16日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 西口 裕 他5名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。 (1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	平成29年2月17日
3 委員	部会長 林 智樹 委員 深川 誠子 他7名
4 諮問事項	三重県手話施策推進計画最終案について
5 調査審議結果	三重県手話施策推進計画最終案について、意見交換を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年2月17日
3 委員	議長 長谷川 陽 委員 平谷 一人 他13名
4 諮問事項	東紀州区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成29年2月17日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 濱田 正行 他11名
4 諮問事項	1 三重県がん診療連携準拠点病院の指定について 2 三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）の進捗について 3 平成28年度がん対策の取組状況について 4 次期三重県がん対策戦略プランの策定について
5 調査審議結果	1 三重県がん診療連携準拠点病院の指定について説明し、協議を行った。 2 三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）の進捗について説明し、意見交換を行った。 3 平成28年度がん対策の取組状況について説明し、意見交換を行った。 4 次期三重県がん対策戦略プランの策定について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成29年2月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	4名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年2月27日
3 委員	議長 浦和 健人 委員 上野 利通 他14名
4 諮問事項	津区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年2月27日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 清水 雄三 他12名
4 諮問事項	伊賀区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成29年2月27日
3 委員	委員長 他12名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	准看護師試験の不適切問題の確認と合格基準の審議を行い、合格者を決定した。
5 調査審議結果	不適切問題はなく、受験者230名のうち、合格者229名を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年2月28日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他18名
4 諮問事項	三泗区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成29年2月28日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 西口 裕 他3名
4 諮問事項	新規里親申込者の審議について
5 調査審議結果	養育里親9世帯、養子縁組里親6世帯が承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成29年3月1日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委 員 青木 重孝 他11名
4 諮問事項	1 市立伊勢総合病院の地域医療支援病院の承認について 2 三重県保健医療計画におけるべき地医療対策について 3 医師・看護職員確保の現状と今後の対策について
5 調査審議結果	1 地域医療支援病院の名称の使用申請があり、諮問した結果、承認することについて適當と認める旨の答申を受けた。 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（べき地医療対策）について審議を行い、承認された。 3 県における医師・看護職員確保の取組状況と今後の対策について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年3月1日
3 委員	議長 東俊策 委員 桑原 浩 他15名
4 諮問事項	桑員区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成29年3月3日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 伊藤 順子 他15名
4 諮問事項	1 三重県手話施策推進計画最終案について 2 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について 3 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 4 三重県アルコール健康障害対策推進計画最終案について 5 障害者差別解消法への対応状況について 6 平成29年度当初予算について
5 調査審議結果	上記事項について、報告を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年3月3日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 豊宏 他17名
4 諮問事項	松阪区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想最終案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成29年3月7日
3 委員	会長 斎藤 純一 委員 斎藤 洋一 他14名
4 諮問事項	1 三重県アルコール健康障害対策推進計画最終案について 2 三重県アルコール健康障害対策推進部会および三重県精神科救急医療システム検討部会の開催報告について
5 調査審議結果	上記の事項について、報告を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成29年3月9日
3 委員	部会長 斎藤 洋一 委員 森川 将行 他18名
4 諮問事項	1 三重県の自殺の現状について 2 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について 3 平成28年度自殺対策の取組について 4 次期三重県自殺対策行動計画の策定について 5 各所属、団体の取組について
5 調査審議結果	1 三重県の自殺の現状について報告を行った。 2 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について説明し、意見交換を行った。 3 平成28年度自殺対策の取組について報告し、意見交換を行った。 4 次期三重県自殺対策行動計画の策定について説明し、協議を行った。 5 各所属、団体の取組について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成29年3月10日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他13名
4 諮問事項	1 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の見直し等について 2 三重県手話言語条例及び三重県手話施策推進計画について 3 バリアフリー観光について 4 平成29年度予算について
5 調査審議結果	1 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の見直し等について報告を行った。 2 三重県手話言語条例及び三重県手話施策推進計画について報告を行った。 3 バリアフリー観光の取組について報告を行った。 4 平成29年度予算について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	平成29年3月14日
3 委員	議長 中村 康一 委員 樋口 径子 他1名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	保険給付に関する処分の妥当性等について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	平成29年3月14日
3 委員	会長 高瀬 幸次郎 委員 今井 寛 他14名
4 諮問事項	1 三重県保健医療計画における評価（災害医療対策）について 2 熊本地震への対応について 3 災害医療コーディネーターについて 4 DMA T隊員養成について 5 平成29年度大規模地震時医療活動訓練について 6 次期三重県保健医療計画の策定について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（災害医療対策）について、審議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成29年3月14日
3 委員	会長 篠島 茂 委員 粟村 勝行 他13名
4 諮問事項	1 各部会報告について 2 三重の健康づくり基本計画について 3 公衆衛生審議会に関連する計画について
5 調査審議結果	1 5つの部会から開催状況の報告を行い、意見交換を行った。 2 平成28年度における主な取組、三重の健康づくり基本計画における評価指標の現状値、来年度以降の取組方法について説明し、意見交換を行った。 3 平成29年度策定、改訂を行う計画について説明を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	平成29年3月16日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 服部 高明 他2名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可について
5 調査審議結果	申請のあった者について承認された。（8件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成29年3月16日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他8名
4 諮問事項	1 三重県地域医療構想（最終案）について 2 部会報告 3 三重県保健医療計画の進行管理等について 4 地域医療構想策定後の取組及び次期保健医療計画策定のための検討体制等について
5 調査審議結果	1 三重県地域医療構想（最終案）について説明し、承認を得た。 2 平成28年度における各部会の開催実績等の報告を行った。 3 5疾病・5事業及び在宅医療対策に係る目標の達成状況、取組等について説明し、意見交換を行った。 4 地域医療構想策定後の取組及び次期保健医療計画策定のための検討体制等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年3月16日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 西口 裕 他5名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長の審議を行った。(1件) 2 児童福祉法第33条の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成29年3月22日
3 委員	部会長 岡本 陽子 委 員 田口 鉄久 他11名
4 諮問事項	1 平成28年度実施状況と平成29年度の取組方向について ①教育・保育の実施状況と今後の取組方向 ②教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保状況 ③地域子ども・子育て支援事業の推進 ④人材確保、質の向上等 2 放課後子ども総合プランについて
5 調査審議結果	教育・保育の実施状況と今後の取組方向、平成28年度の現状と課題及び平成29年度の取組方向について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療安全推進協議会
2 開催年月日	平成29年3月23日
3 委員	会 長 桑名 良尚 委 員 片岡 紀和 他10名
4 諮問事項	1 平成28年度三重県医療安全支援センターの運営報告について 2 平成29年度三重県医療安全支援センターの運営について
5 調査審議結果	1 三重県医療安全支援センターの平成28年度の運営状況を報告し、意見交換を行った。 2 三重県医療安全支援センターの平成29年度の運営について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会予防接種部会
2 開催年月日	平成29年3月24日
3 委員	会長 駒田 幹彦 委員 菅 秀 他7名
4 諮問事項	1 平成28年度県内の麻しん発生状況について 2 平成28年度麻しん及び風しんワクチン定期予防接種実施状況について 3 今後の対策について
5 調査審議結果	1 県内の麻しん発生状況について報告を行った。 2 県内の麻しん及び風しんワクチン定期予防接種実施状況について報告を行った。 3 今後の麻しん対策について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会がん登録事業運営部会
2 開催年月日	平成29年3月29日
3 委員	会長 白石 泰三 委員 篠島 茂 他7名
4 諮問事項	1 三重県地域がん登録事業に係る情報の利用に関する規程（案）について 2 がん登録の安全管理について 3 三重県がん登録室業務手順（案）について
5 調査審議結果	1 三重県地域がん登録事業に係る情報の利用に関する規程（案）について協議し、承認された。 2 がん登録の安全管理について説明し、協議を行った。 3 三重県がん登録室業務手順（案）について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成29年4月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年5月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 西口 裕 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長の審議を行った。(1件) 2 児童福祉法第33条の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(5件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん対策戦略プラン策定検討部会
2 開催年月日	平成29年5月30日
3 委員	会 長 中瀬 一則 委 員 濱田 正行 他10名
4 諮問事項	1 次期三重県がん対策戦略プランの策定について 2 次期三重県保健医療計画(がん対策)について
5 調査審議結果	1 次期三重県がん対策戦略プランの策定について説明し、協議を行った。 2 次期三重県保健医療計画(がん対策)について説明し、協議を行った。
6 備考	